

事業計画提出にあたっての留意事項（令和7年2月26日時点）

（事業の実施に関する事項）

- 1 本事業について、本県において予算措置を行うかは検討中であり、現時点での事業実施は未定です。
- 2 本県において事業を実施することとなった場合であっても、国予算を超える事業計画の提出があった場合、国により国予算の範囲内で支給の調整が行われます。本調査への事業計画の提出をもって給付金支給を確約するものではありません。
- 3 今回活用希望調査に対し提出期限までに事業計画の提出がない場合には、本事業の給付対象外となります。本事業の活用を希望する場合は、必ず期限までに事業計画の提出をお願いします。
- 4 厚生労働省「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業」の他事業については、今回調査の対象外です（今後、各事業の担当課等を通じて、必要に応じて調査等が実施される見込みです）。
- 5 現在厚生労働省で運用を調整中のため、厚生労働省の調整結果によっては今後運用が大きく変更となる場合があります。あらかじめ御了承ください。

（事業の要件に関する事項）

- 6 経営状況が厳しい医療機関に対して分娩取扱機能の維持や小児医療拠点機能の維持を目的とした支援です。支援の詳細及び要件については別添資料（実施要綱等）を御確認ください。